

外国損害保険会社の観点から見た ソルベンシー・マージン基準について

2006年12月19日 10:00～ 於 金融庁 特別会議室

本プレゼンテーション資料は、作成者の個人的見解を示したものであり、Zurich Insurance CompanyおよびZurich Financial Servicesの会社としての見解もしくは意見の表明ではありません。

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー日本支店
チーフ・リスク・オフィサー 兼 保険計理人
御子神 弘久

外国損害保険会社の現状

- 日本における事業規模

元受＋受再正味収入保険料（除く積立保険料）（百万円）

会社区分	収入保険料	マーケットシェア
外国社計	539,092	5.8%
日本社計	8,764,609	94.2%
合計	9,303,671	100.0%

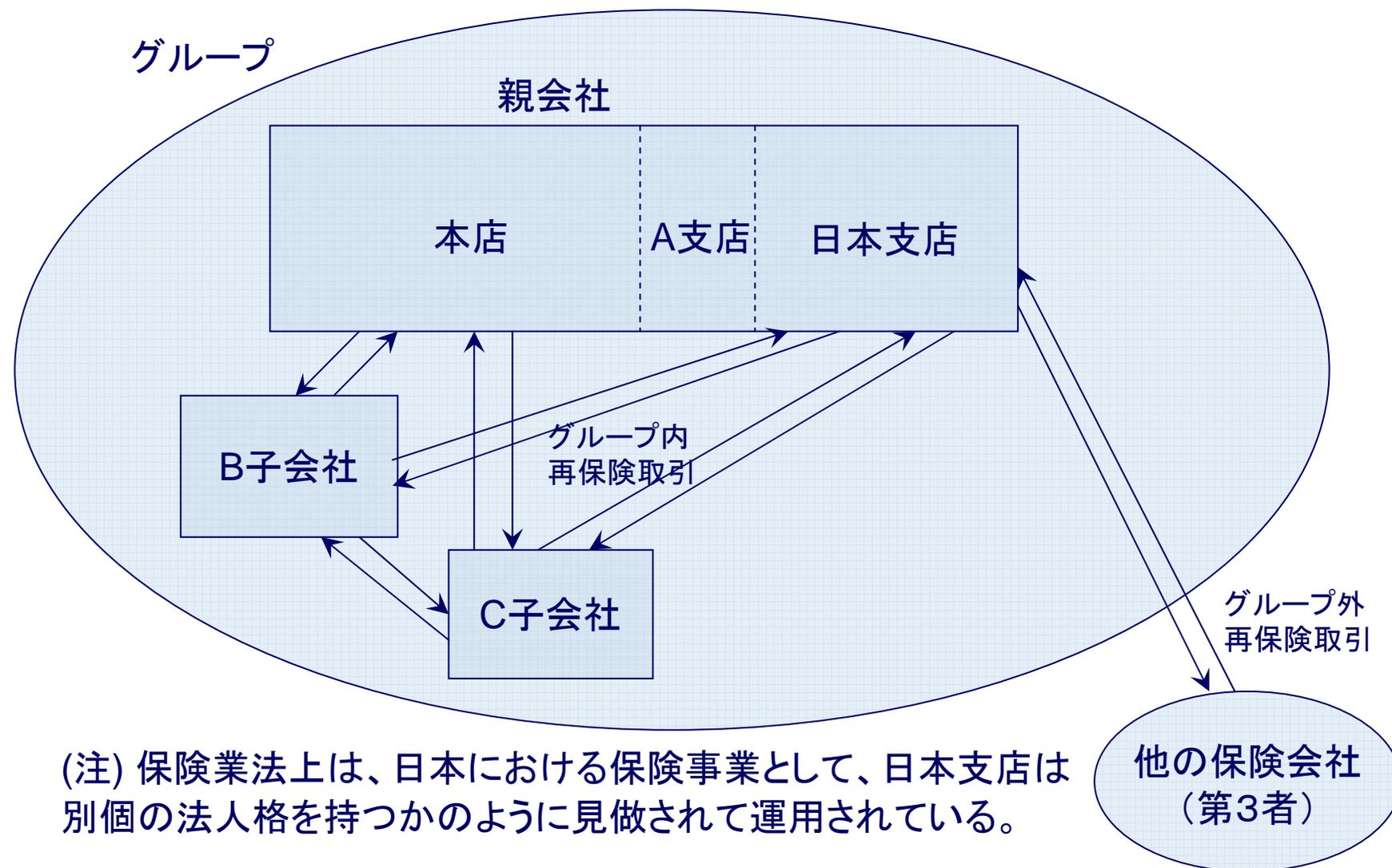
- 事業の特徴

- 会社によっては、企業分野のみ取り扱っている会社もある。
- 信用保険等、単種目に限定している会社もある。
- 日本での事業規模は、グループ全体の事業規模よりも著しく小さい会社が多い。

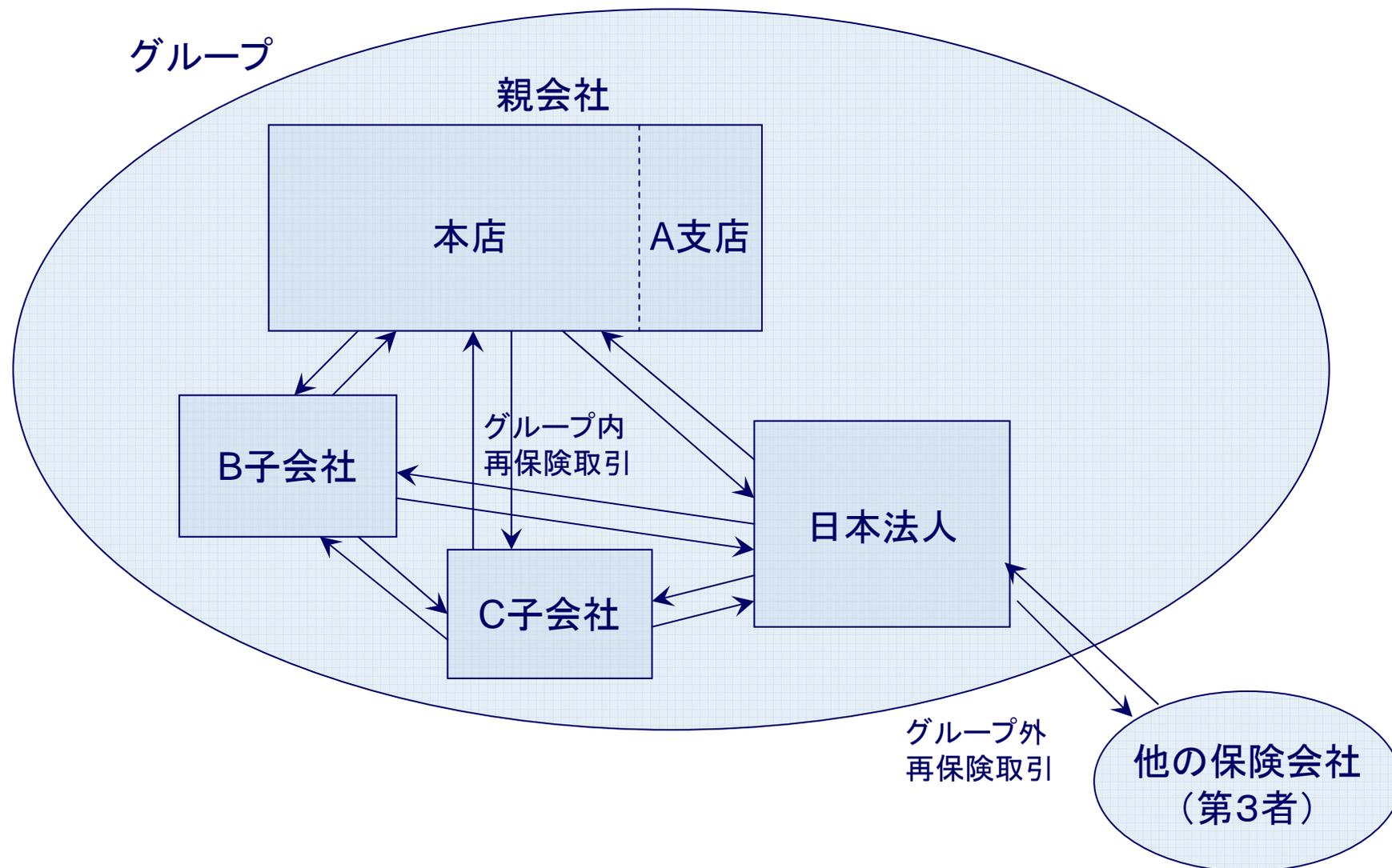
- 日本における会社形態

- 支店形態（外国損害保険業免許）、日本法人（損害保険業免許）、特定損害保険業免許の3形態がある。
- 支店形態が殆どであり、日本法人方式は3社、特定は1社である。

外国損害保険会社のスキーム（支店形態の場合）



外国損害保険会社のスキーム（日本法人の場合）



ソルベンシー・マージン比率の現状

2006年3月末ソルベンシー・マージン比率

(百万円、%)

	例1 (支店形態)	例2 (支店形態)	例3 (支店形態)	例4 (日本法人)
ソルベンシー・マージン総額	108,969	2,044	5,899	1,659
供託金	200	200	200	517
価格変動準備金	422	10	4	0
異常危険準備金	28,313	416	1,574	1,096
一般貸倒引当金	98		0	
その他有価証券評価差額	31,509	36		44
その他	13,723			
持込資本金及び剰余金	34,700	1,382	4,120	
リスクの合計額	16,336	856	5,234	532
一般保険リスク	2,890	166	248	194
予定利率リスク	17	0	-	
資産運用リスク	9,850	61	92	118
経営管理リスク	368	26	104	18
巨大災害リスク	5,685	653	4,865	286
ソルベンシー・マージン比率	1334.0%	474.4%	225.4%	623.0%

ソルベンシー・マージン総額（分子）

- ソルベンシー・マージンを構成する主な項目
 - 持込資本金および剰余金
 - 異常危険準備金
 - その他有価証券・土地の含み損益は（一部の会社を除き）ない。
- 持込資本金には、本店／親会社の保証としてのオフバランス項目が認められている。
- 本店／親会社の方針として、資本に係るコスト意識が強い。（必要以上の資本はROEの低下を招く。）
- 支払余力確保のための自己資本充実は当然のことながらおこなうものの、どこに資本を保有するかはグループ全体の投資戦略と関わっている。（日本の金利環境は、依然として魅力的とは言い難い。）
- 資本コスト
 - ソルベンシー・マージン比率維持に要する資本
 - 機会費用としての資本コスト

リスクの合計額（分母）

- リスク相当額を構成する主な項目
 - 自然災害リスク相当額
 - 地震リスク
 - 関東周辺 9 都県の保険金額の35%
 - 風水災リスク
 - 損害保険料率算出機構のモデル結果に依存。
 - 定義を変えることによりリスク相当額はかなり異なったものとなる。
⇒自然災害リスク相当額がリスクの大半を占める会社において、ソルベンシー・マージン比率が実態を表しているとは、必ずしも言い難いのではなかろうか。
- グループ内の別法人たる保険会社へのリスク移転（再保険）により、リスク相当額は減少する。

考慮すべき事項（1）

- 日本支店・日本法人はあくまでもグループの一部に過ぎない。
 - 日本における保険事業をおこなうために、日本の保険監督法である保険業法に則り、纏っている衣であり、グローバルな損害保険会社としては、そのグループの一部に過ぎない。
 - グローバルな損害保険会社にとって、重要な顧客であるグローバルに活動している企業に対して、世界どの国でも損害保険サービスを提供出来ることは極めて重要。
 - 海外支店・海外法人の支払余力に問題が生じた場合には、グループ全体の信用力を保持出来るよう本店・親会社は財政支援をおこなうと期待するのが合理的であろう。
- ソルベンシー・マージン比率の比較可能性について
 - それぞれのリスク相当額は同じ定義に基づいて定められたものか、必ずしも明確ではない。（少なくとも、公表はされていないのではなかろうか。）
 - 同じ会社についての時系列の比較はポートフォリオが大きく変わらない限り可能であろう。
 - 事業ポートフォリオが類似しているならば、会社間の比較も可能であろう。
 - 異なる事業ポートフォリオの会社について、200%は同じことを意味するのだろうか。

考慮すべき事項（２）

- 保険契約者保護の観点から
 - 現行のソルベンシー・マージン比率は保険契約者の判断材料として適切なのだろうか。
 - 外国損害保険会社のソルベンシー・マージン比率の意味はどれほどのものか。（本店・親会社からの支援可能性がすべて反映されているわけではない。）
 - 「数字の一人歩き」の危険性